

第2章 計画の基本方向



1 子ども・子育て支援に取り組む視点

支援法は、「我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」ことを目的としています。

子ども・子育て支援については、この法の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。

また支援法は、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の理由により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもと子育て家庭を対象としています。このことを踏まえ、全ての子どもに対し、地域において、支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、関連する諸制度との連携を図り、必要な場合には、これらの子どもに対する適切な保護及び援助の措置を講じることにより、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指すことが求められます。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国、そして本県の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

親自身は、子育ての経験を通じて、周囲の様々な支援を受けながら、親として成長していくものです。全ての子育て家庭を対象に、こうした「親育ち」の過程を支援していくことが必要とされています。

しかし、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人々がいます。

このような状況に鑑みれば、行政が、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。こうした取組により、家庭を築き、子どもを産み育てたいという人々の希望がかなえられるとともに、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現していかなければなりません。

2 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境

近年、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状

況となっています。また、現在の親世代の人々の兄弟姉妹の数が少なくなっており、乳幼児と触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えています。

経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加を続け、若年者を中心に、男性女性ともに非正規雇用割合が極めて高い状況にあります。

子育てに専念することを希望して退職する方がいる一方、就労継続を希望しながらも仕事と子育ての両立が困難との理由から退職する女性が少なからず存在し、出産・育児に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況です。

長時間労働は全体的に減少傾向にあるものの、子育て期にある三十代及び四十代の男性で長時間労働を行う方の割合は依然として高い水準にあります。

父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は高まってきているものの、子育て期の父親の家事・育児は、諸外国に比べ、依然として少ない時間にとどまっています。夫の家事・育児時間が長い夫婦ほど第二子以降の出生割合が高い傾向が見られると言われていています。父親の育児への積極的な参加のためには、定時に帰れる職場の環境整備や周りの理解が必要です。

女性の活力による経済社会の活性化の視点、そして男性の子育てへの参画の視点からも、仕事と子育ての両立(ワーク・ライフ・バランス)を支援する環境の整備が求められています。

こうした子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっており、中には子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては生命をも脅かす児童虐待も後を絶ちません。

子どもの数の減少により兄弟姉妹の数も減少しており、乳幼児期(小学校就学の始期に達するまでの時期をいう。以下同じ。)に異年齢の中で育つ機会の減少など、子どもの育ちをめぐる環境も変容しています。

以上のような子どもの育ちや子育てをめぐる環境に鑑みれば、子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくことが必要です。こうした取組を通じて、全ての子どもの健やかな育ちを実現する必要があります。

3 子どもの育ち及び子育てに関する理念と、子ども・子育て支援の意義

(1) 子どもの育ちに関する理念

人は生まれながらにして、自然に成長していく力とともに、周囲の環境に対して自分から能動的に働きかける力を有しています。発達とは、自然な心身の成長に伴い、人がこのように能動性を発揮して周囲の環境

と関わり合う中で、生活に必要な能力、態度等を獲得していく過程です。

とりわけ、乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。

乳児期（おおむね満一歳に達するまでの時期をいう。以下同じ。）は、一般に、身近にいる特定の大人（実親のほか、里親等の実親以外の養育者を含む。）との愛着形成により、情緒的な安定が図られるとともに、身体面の著しい発育・発達が見られる重要な時期です。子どもが示す様々な行動や欲求に、身近な大人が応答的かつ積極的に関わることにより、子どもの中に人に対する基本的信頼感が芽生え、情緒の安定が図られます。こうした情緒の安定を基盤として心身の発達が促されるなど、人として生きていく土台がこの時期に作られます。愛着形成を基盤とした心身の発達については、第一義的には家庭における保護者等との関わりにおいて実現されるものとなっておりますが、地域や社会も保護者や子どもに寄り添い、より良い育ちの実現に向け、支援していく必要があります。

幼児期（乳児期を除く小学校就学の始期に達するまでの時期をいう。以下同じ。）のうち、おおむね満三歳に達するまでの時期は一般に、基本的な身体機能や運動機能が発達し、様々な動きを十分楽しみながら、人や物との関わりを広げ、行動範囲を拡大させていく時期です。自我が育ち、強く自己主張することも多くなりますが、大人がこうした姿を積極的に受け止めることにより、子どもは自分に自信を持ちます。自分のことを信じ、見守ってくれる大人の存在により、子どもは時間をかけて自分の感情を鎮め、気持ちを立て直すようになります。安心感や安定感を得ることにより、子どもは身近な環境に自ら働きかけ、好きな遊びに熱中したりやりたいことを繰り返し行ったりするなど、自発的に活動するようになります。

こうした自発的な活動が主体的に生きていく基盤となります。また、特定の大人への安心感を基盤として、徐々に人間関係を広げ、その関わりを通じて社会性を身に付けていきます。

幼児期のうち、おおむね満三歳以上の時期は一般に、遊びを中心とした生活の中で、特に身体感覚を伴う多様な活動を経験することにより、豊かな感性とともに好奇心、探究心や思考力が養われ、それらがその後の生活や学びの基礎になる時期です。また、ものや人との関わりにおける自己表出を通して、幼児の育ちにとって最も重要な自我や主体性が芽生えるとともに、人と関わり、他人の存在に気付くことなどにより、自己を取り巻く社会への感覚を養うなど、人間関係の面でも日々急速に成長する時期です。このため、この時期における育ちは、その後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものとなります。

以上に述べたような乳幼児期の発達は、連続性を持つものであるとともに、一人一人の個人差が大きいものであることに留意しつつ、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

また、小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和

のとれた発達を図る重要な時期です。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期です。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要です。

以上のように、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任です。

本県では、全ての子どもを「黄金っ子」と位置づけ、0歳～小学校低学年（8歳）までの年代を中心として、子どもと、その保護者の子育て支援の充実を図ることによって、力強く沖縄の未来を拓く子ども達を育てていきます。

(2) 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

支援法を始めとする関係法律において明記されているとおり、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、前述の子ども・子育てをめぐる環境を踏まえ、子ども・子育て支援は進められる必要があります。

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。

したがって、子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことです。

このような支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他なりません。

また、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識については、子どもの最善の利益を実現する観点から、虐待等を理由として親子を分離し、実親以外の者が養育者となって子育てを担うことを妨げるものではありません。むしろ、必要な場合には、社会的養護に係る措置を適切に講じ、もって子どもの健やかな育ちを保障することは、社会の責務です。

以上のような子ども・子育て支援の意義に関する理解の下、各々の子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、乳幼児期の教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改

善を図ることが必要です。

保護者以外の保育者の具体的な関わりにおいては、三歳未満の乳幼児では、その発達の特性を踏まえ、安心できる人的及び物的環境の下で、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るための援助や関わりが重要です。この時期の保育においては、疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うことが必要です。また、一人一人の子どもの生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育者が応答的に関わるように努めることが必要です。保育においては、子どもが探索活動を十分経験できるよう、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊び等様々な遊びを取り入れることが必要です。また、子どもの自我の育ちを見守り、その気持ちを受け止めるとともに、保育者が仲立ちとなり、友達の気持ちや友達との関わり方を丁寧に伝えていくことが求められます。

三歳以上の幼児期は、知的・感情的な面でも、また人間関係の面でも、日々急速に成長する時期であり、この時期の教育の役割は極めて重要です。また、少子化の進行により子どもや兄弟姉妹の数が減少する中において、子どもの健やかな育ちにとって必要となる、同年齢や異年齢の幼児と主体的に関わる機会の確保が必要です。集団の生活は、幼児に人との関わりを深めさせ、規範意識の芽生えを培うものであり、異年齢交流は、年下への思いやりや責任感、年上への憧れや成長の意欲を生むものです。保育者は、一人一人の幼児に対する理解に基づき、環境を計画的に構成し、幼児の主体的な活動を援助していくことが求められます。また、幼児期の教育に際しては、小学校教育との連携・接続についても、十分配慮することが必要です。

また、教育・保育施設（支援法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。以下同じ。）を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させることが必要です。当該支援を実施するに当たっては、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくこと、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を行うこと、安全・安心な活動場所等子どもの健全な発達のための良質な環境を整えること、及び地域の人材を生かしていくことに留意することが重要です。

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、以上に述べたような、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保護者以外に保育士、幼稚園教諭等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要です。また、施設設備等の良質な環境の確保が必要です。さらに、こうした教育・保育及び子育て支援の質の確保・向上のためには、適切な評価を実施するとともに、その結果を踏まえた不断の改善努力を行うことが重要です。

4 社会の構成員の責務と役割

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、父母その他の保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要です。

支援法に基づく子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業については、基礎自治体である市町村が、乳幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体となり、3の(1)に掲げる子どもの育ちに関する理念及び3の(2)に掲げる子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義を踏まえ、子どもの最善の利益の実現を念頭に、質を確保しながら、地域の実情に応じた取組を関係者と連携しつつ実施します。また、国と県は、市町村の取組を重層的に支えることとしています。

事業主においては、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められます。

子育てにおいては、保護者が、家庭の中のみならず、地域の中で、男女共に、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要です。PTA活動や保護者会活動を始め、家庭、地域、施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティーの中で子どもを育むことが必要です。とりわけ、教育・保育施設においては、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待されます。また、施設が地域に開かれ、地域と共にあることや、保護者のみならず地域の人々も子どもの活動を支援し見守ることは、子どもの健やかな育ちにとって重要です。

地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会を創り、担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

5 沖縄県の現状と課題

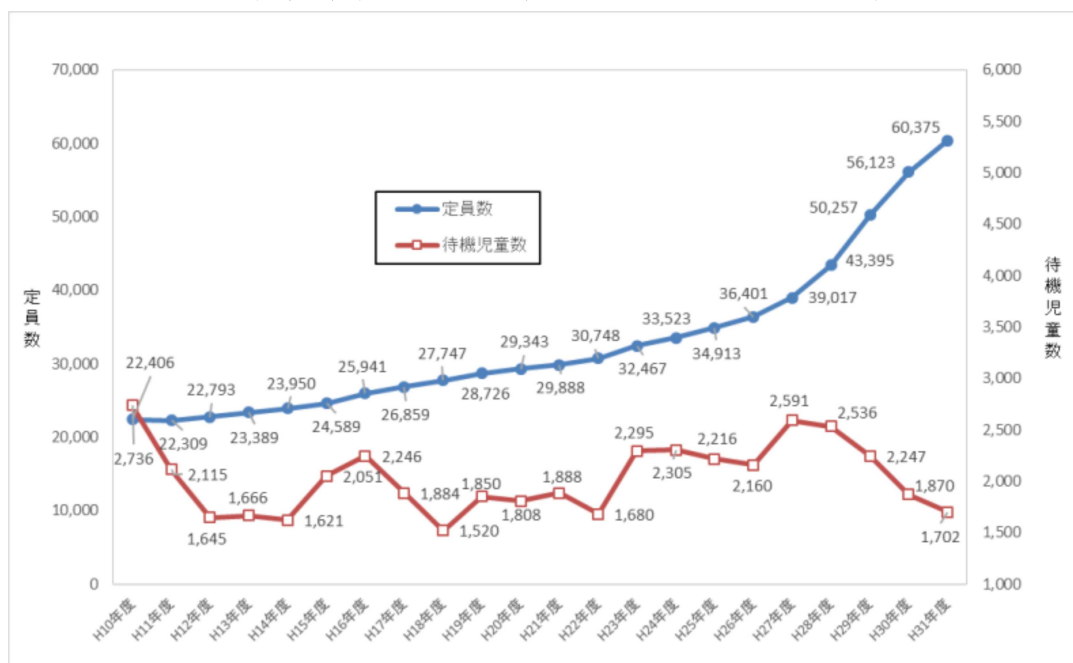
(1) 沖縄県における子ども・子育て支援を巡る現状と課題

県が平成30年度に実施した県民意識調査によると、子ども・子育てに関し県民の多くが「非常に重要である」とした項目は、「子どもの育成環境が整っている」「健全育成、教育環境がつくられる」「学童保育所等が利用しやすい」「公平な教育機会が確保されている」「仕事と子育ての両立しやすい環境」「夫婦で家事や育児に取り組む」などとなっています。

保育サービスについては、本県の待機児童数は平成31年度現在、1,702人と東京に次いで多く、人口当たりの待機率（待機児童数/申込児童数）でみると、2.8%で全国1位となっており、保育サービスのニーズは非常に高い状況です。少子化傾向が進行する今後においても、女性の社会進出による経済社会の活性化の視点から仕事と子育ての両立を希望する方を支援する環境の整備が求められている中、地域の保育サービスのニーズは引き続き高くなることも予想されます。

県では平成25年度に「沖縄県待機児童対策行動指針」を策定するなど県と市町村で待機児童解消に向けた取組を加速させており、国における待機児童解消加速化プランに掲げられた事業等とともに、本県独自の施策として沖縄振興特別推進交付金を活用した事業や沖縄県待機児童解消支援基金による交付金事業等を活用し、取組みを強化しているところです。平成31年度当初において認可保育所の施設数は805施設、利用児童数57,418人となっていますが、依然として待機児童は解消されていないことから、今後も引き続き市町村と一体となって待機児童の解消を図っていきます。

図2 保育所定員数、待機児童数の推移（平成10～31年度）



児童虐待については、本県の児童相談所における平成29年度の虐待相談対応件数は691件で、平成11年度の約3倍、また、市町村への相談は平成29年度に1,014件となるなど増加しています。その発生要因としては、経済的な問題や少子化・核家族化の影響による子育て家庭の孤立化、地域の子育て機能の低下を背景とした養育力の低下等、様々な要因が複雑に絡みあっていると考えられます。このため県では市町村や関係機関との連携を図りながら、虐待の未然防止・早期発見・早期対応や、社会的養護体制の充実に取り組んできました。

ひとり親家庭等については、県全体約59万世帯のうち、母子世帯が約

2万9千世帯、父子世帯が約4千世帯と推計され、全国的にも高い出現率となっています。こうした家庭では、仕事、育児、収入等の問題が複雑に重なり合い、多くの困難を抱えていることから、県においては、ひとり親家庭等への支援として、就労支援、子育て・生活支援、養育費の確保、経済的支援の総合的支援を行ってきました。

平成25年度に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、特にひとり親家庭の貧困率が高いことから、子どもの貧困対策としても、ひとり親家庭支援の強化が求められているところです。

障害児の支援については、地域における社会資源の偏在、支援の隙間にある障害児の対応など、相談支援から療育支援、施設入所支援及び通所サービスによる支援の提供までには多くの支援が必要な状況にあります。

医療的ケア児の支援については、医療的ケア児が増加し、その家族が様々な不安を抱えている状況にあることから、医療的ケア児が身近な地域で適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築すること等が重要です。

発達障害児の支援については、沖縄県発達障害者支援センターを設置し、発達障害児に対して、早期発見、早期の支援及びその後の一貫した支援ができるよう、当事者やその家族、市町村や関係機関への専門的・広域的な支援や発達障害についての適切な情報の周知に取り組んできました。しかしながら、発達障害を診療できる医療機関及び専門的な支援を行う人材の不足、健診段階からの発達の気になる子への対応、発達障害に対する正しい知識と理解が不十分であることなど、一貫した支援を実施するために必要な各関係機関へのつなぎ支援等について課題があります。

雇用については、育児休業取得率は平成30年現在、男性では8.5%、女性が88.4%となっており、女性の取得率が概ね90%前後で推移しているのに対し、男性は依然として低い状況にとどまっています。就業形態の比率では平成30年現在、正規雇用労働者は61.4%、パート・アルバイト労働者24.6%、契約社員8.5%となっています。県内の雇用情勢は完全失業率や有効求人倍率については近年着実に改善しているものの、子育て世帯になりうる若年者の非正規雇用者の割合は44.0%（男性35.6%、女性50.9%）と高く、雇用形態の見直しや労働環境の改善、働きやすい環境づくりといった雇用の質の改善が求められています。こうしたことから県では、働き方改革と生産性向上を車の両輪として進め、雇用の質を改善し生産性向上の成果を働く人に分配することで、全ての人々が健康で安心して働くことができ、仕事と生活の調和を図りながら充実した生活を送れる社会の実現、沖縄経済の持続的な発展に取り組んできました。

こうした中、行政や事業者、地域が様々な状況にある全ての子どもや両親を、「子どもの最善の利益」を基本として各種施策を推進することで、全ての子どもの発達段階に応じた健やかな育ちが保障される環境をつくっていくことが非常に重要です。

(2) 沖縄県における乳幼児期の教育・保育の現状と課題

豊かな子どもの育ちを支えるには、幼稚園教育要領及び保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、乳幼児期の特性や発達に配慮しながら、直接的、具体的な体験を通して、人と関わる力や思考力、感性や表現する力などを育み、人として生きていくための基礎を培うことが大切です。

表 1 幼稚園及び保育所等の利用率 (単位：%)

| | 全 体 | 0 歳 | 1 歳 | 2 歳 | 3 歳 | 4・5 歳 |
|----------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 沖 縄 (認可外利用 含む) | 72.8 (80.7) | 33.5 (35.2) | 63.5 (72.9) | 70.0 (81.9) | 81.4 (92.1) | 91.7 (98.5) |
| ※全 国 | 67.0 | 15.6 | 41.8 | 51.5 | 94.8 | 97.8 |

※ 幼児教育・保育の無償化に関する都道府県説明会「第一部 行政説明資料 保育園と幼稚園の年齢別利用者数及び割合 (H30)」より

本県における、平成31年度の乳幼児の幼稚園、保育所及び認定こども園等の利用児童数を基に平成31年4月1日時点の人口で利用率を求めると利用率は72.8%となっており、全国平均67.0%と比較し5.8%上回っています。年齢ごとに見ると、0歳児で33.5%、1歳児で63.5%、2歳児で70.0%、3歳児で81.4%、4歳から5歳児で91.7%となっています。利用率は増加傾向にありますが、主な要因は女性就業率の向上や保育所等の整備による潜在需要の増加等によるものであると考えられます。

公立幼稚園については、戦後米軍の統治時代、小学校に併設された歴史的背景や、昭和42年の幼稚園教育推進法制定後に5歳児の就園を目標とし全小学校に設置されたこと等から、5歳児の幼稚園就園率は、全国と比較して高い状況にあります。公立幼稚園では幼稚園教育要領に則った教育がなされ、隣接する小学校との交流・連携がしやすい環境にあります。

平成27年度から沖縄県に認定こども園が設置されるようになりました。平成28年度には、公立幼稚園から認定こども園への移行が始まり、平成30年度までに38園の公立幼稚園が幼保連携型認定こども園へと移行しています。

公立幼稚園から幼保連携型認定こども園となることで、乳幼児期の教育・保育が一貫して行われることや公立幼稚園において課題となっていた複数年保育が実現することが効果としてあげられています。

公立幼稚園の複数年保育については、3年保育はほとんど実施されておらず(平成30年度現在16園)、2年保育については101園となり年々増えてきています。預かり保育については平成30年度現在、85.7%であり、土曜日や長期休暇中の実施状況については、地域によって差があるもの

の、実施園数は増加しています（土曜日実施率10.4%、長期休暇中実施率85.1%）。

預かり保育や長期休暇中の開園に伴い、給食の実施率も上がっています（実施率63.7%）。

このように、共働き世帯の増加や認定こども園の設置等、社会情勢が変わる中、公立幼稚園においても、受け入れ体制に変化が見られるようになりました。

私立幼稚園については令和元年度現在、31園あり、それぞれの園において幼稚園教育要領を基としながら、建学の精神のもと特色ある教育が実践されています。また、全ての私立幼稚園が預かり保育を実施し、3年保育も97%の園が実施するなど、幼児教育及び子育て支援の充実に積極的に取り組んでいます。全国的には私立幼稚園の数は全体の6割を占めていますが、沖縄においては1割に留まり、私立幼稚園の数が少なく、沖縄県が直接の所轄となっていることから市町村の支援が手薄になっているところがありました。平成27年度、子ども・子育て支援新制度が創設され、私立幼稚園は、市町村を実施主体とする新制度への移行が可能となり、本県においては、平成25年度時点で34園あった私立幼稚園のうち、令和元年度現在、17園が新制度へ移行しています。

新制度移行にあたり、市町村による状況把握、関係構築等が図られており、新制度移行幼稚園に対しては施設型給付費による運営費の支援等が行われています。また、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化において、新制度未移行幼稚園は施設等利用給付費の対象とされており、市町村による対象施設等の確認など、市町村の関与が求められています。

保育所については、幼稚園教育要領とねらい及び内容について大部分が共有化されている、保育所保育指針に基づき、0歳児から5歳児までの、養護と教育が一体となった保育が行われています。11時間開所に加え、延長保育等を実施してきましたが、引き続き多様化する保育ニーズに対応していく必要があります。本県の課題としては、保育所等の受け皿整備や保育士の確保が十分でないことから、全国と比べて待機児童が多く、待機児童解消を図るためには、市町村が実施する保育所等の整備や保育士の確保及び認可外保育施設の認可化に対する支援を行う必要があります。

認可外保育施設の施設数及び入所児童数は全国上位に位置しており、県では早期の認可化移行に向けた取組を行ってきました。教育・保育の質の確保・向上を図るために、認可外保育施設の認可化促進や給食費等の支援による保育の質の向上に一体的に取り組む必要があります。

認定こども園については、平成31年4月現在130施設となっており、多様化する教育・保育ニーズや地域の実情を踏まえた取組が必要です。

県は、平成25年2月に「沖縄県幼児教育振興アクションプログラムの検証」の中で、「保幼小連携の促進」の施策として「沖縄型幼児教育」を提唱してきました。その目的は、「発達や学びの連続性を踏まえた円滑な接続」にあります。

保幼小連携については、すべての就学前施設と小学校における接続のカリキュラム（スタートカリキュラムとアプローチカリキュラム）の

充実、就学前施設等と小学校との縦の連携、公立幼稚園と私立幼稚園、認定こども園、保育所等の横の連携等が重要となっています。

また、保育士、幼稚園教諭及び保育教諭については、教育・保育ニーズの高まりとともに、その育成・確保が強く求められてきた結果、大学・短期大学・専門学校等で毎年多くの資格者・教員免許保持者が養成されてきましたが、勤務条件などに課題があることから、幼稚園や認定こども園、保育所等での就業者が不足している状況です。

国においては、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、これまで段階的に取り組んできた幼児教育・保育の無償化に向けた取り組みを一気に加速し、令和元年10月1日より幼児教育・保育の無償化がスタートしました。

現行の子ども・子育て支援新制度の幼稚園、保育所、認定子ども園等の利用者負担額を無償化するとともに、新制度の対象とならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設し、また、就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化することとしております。

子ども・子育て支援新制度が導入され、幼児教育・保育の無償化が実施される中において、こうした本県の乳幼児期の教育・保育の現状と課題を踏まえ、どの教育・保育施設等にいる子どもにも、その発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供できる体制を整備する必要があります。

図3 公立幼稚園及び私立幼稚園の入所児童数（昭和47～平成30年度）

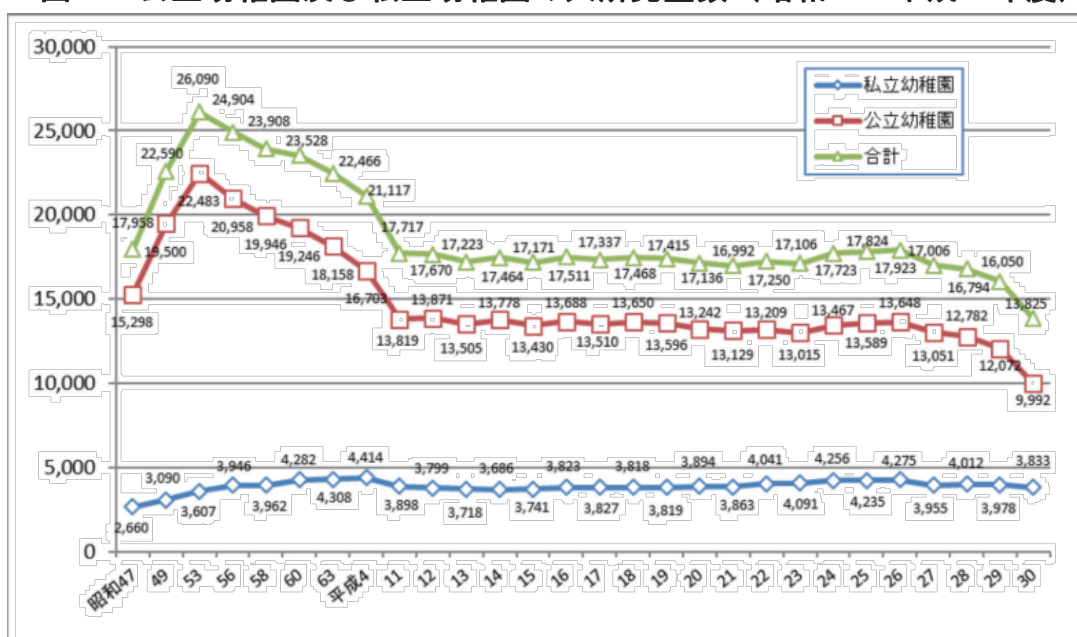
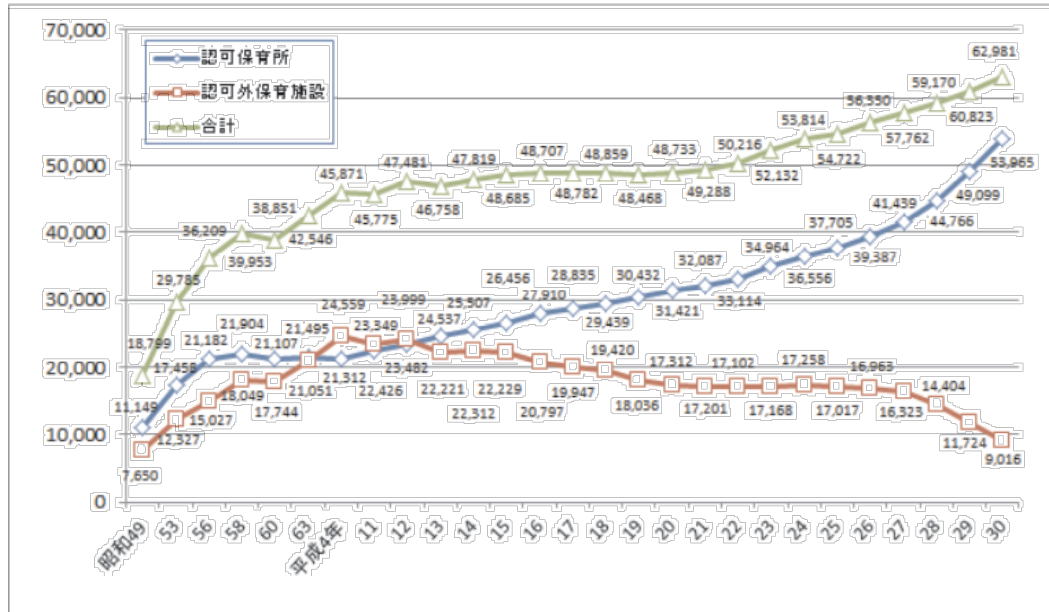


図4 認可保育所及び認可外保育施設の入所児童数（昭和49～平成30年度）



※ 認可保育所は昭和58年度まで入所定員、以後は入所児童数。

※ 認可外保育施設は、設置届対象外施設を含んでいない。

6 沖縄県における子ども・子育て支援の基本的な視点

県が策定した沖縄21世紀ビジョン基本計画においては、子ども・子育て支援に関して、沖縄の未来を担う子どもたちが健やかに生まれ育ち豊かな可能性が発揮できる社会を実現するため「子育てセーフティネットの充実」を推進するとともに、子ども達の「生きる力」を育み、社会の変化に柔軟に対応できる資質や能力を身につけられるよう、「自ら学ぶ意欲を育む教育の充実」を推進することとしています。

本計画においても、前述の子ども・子育て支援の理念や沖縄21世紀ビジョン基本計画を踏まえ、以下の6項目を基本的な視点とします。

(1) 「子どもの最善の利益」の尊重

全ての子どもは、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中、社会の中で個人として生活し権利を享受できる存在として成長していくものです。そのために必要な教育・保育を始めとする子育て支援を実施するにあたっては、子どもの発達段階や個性を踏まえ、どのような家庭環境や教育・保育、地域の状況においても、「子どもの最善の利益」を尊重することとします。

(2) 未来を担う子どもの健やかな成長と子育ての支援

子どもは沖縄県の未来を担う存在であり、全ての子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、その子ども自身と親の幸せに繋がり、沖縄の未来への投資ともなる、大変重要なものです。特に、乳幼児期は、心

情、意欲、態度、基本的な生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。このため、子どもの成長を一人一人の発達段階に応じ切れ目なく支援することとします。

また親自身も子育ての経験を通じて様々な支援を得ながら親として成長していくものであり、こうした「親育ち」の過程を支援し、全ての親が子どもとしっかり向き合い、喜びを感じながら子育てができる社会の実現を目指すこととします。

(3) 市町村との協働による乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保

全ての子どもには、その成長に必要な教育・保育を受ける権利があります。支援法において、市町村は、乳幼児期の子どもの教育・保育の実施主体となり、国と県は市町村を重層的に支えることとなっています。

県は、安心して結婚し、出産や子育てができる社会の実現のためにも、市町村と協働し、全ての子どもの一人一人の特性や発達段階と、地域の多様なニーズに応じた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に取り組み、関係機関の連携による「沖縄型幼児教育」の構想を推進します。

(4) 乳幼児期の教育・保育を担う人材の確保と資質の向上

子どもにとって乳児期は、子どもが示す様々な欲求に身近な大人が応答的かつ積極に関わることで信頼感が芽生え、情緒の安定を基盤として心身の発達が促されるなど、人として生きていく土台ができる時期です。小学校就学前の幼児期は、基本的な身体機能や運動機能が発達することから、様々な遊びを通じ身近な環境に働きかけるなど自発的な活動を主体的に行っていくことで、主体的に生きる基盤ができる時期です。こうしたことから教育・保育においては、人的環境が果たす役割は極めて大きいものです。

県は、養成施設、大学等と連携し、教育・保育を担う人材の確保と、資質の向上に総合的に取り組みます。

(5) 社会的な支援の必要性の高い子どもと家族に対する適切な支援と措置

社会的な支援の必要性の高い子どもとその家族には、その状況に応じた支援を身近な地域において受けられるよう、支援体制の確保を図る必要があります。

県は、保護者における子育ての第一義的な責任に配慮しつつ、児童虐待防止に取り組み、必要な子どもには社会的養護を提供し、可能な限り家庭的な環境で養育する体制の充実を図ります。ひとり親家庭等には、その生活の安定と自立促進に向けた総合的な支援に取り組みます。障害児については、その障害の内容や地域の状況に応じ、きめ細かなサービスが提供できる支援に取り組みます。

(6) 県民協働による子ども・子育て支援体制の構築

全ての親が、家庭における子育ての負担や不安、孤立感ではなく、喜びや生きがいを感じながら子育てができるよう、社会全体がその気持ちを受け止め、寄り添い、支援していくことが必要です。

県は、子どもを持つ全ての男女がこうした子育てに取り組めるよう、多様な働き方の選択など仕事と家庭の両立ができる社会を実現するために、市町村や事業主、地域、NPO等様々な社会の主体とともにその支援体制の構築に取り組めます。

7 施策展開の基本方向

本計画においては、第2章の基本方向に沿って、計画の目的を実現するため、教育・保育施設の認可・認定の際に行われる需給調整の判断基準となる県設定区域を定めるほか、以下の5項目を施策展開の柱として位置づけます。

- 1 県設定区域の設定
- 2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保及びその実施時期
- 3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供と推進体制の確保
- 4 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講じる措置
- 5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携
- 6 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策

